



2025年7月14日

各位

会社名 株式会社奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号 1833 東証プライム)
問合せ先 社長室秘書広報部長 中村 智紀
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 21,805株
(3) 処 分 価 額	1株につき4,400円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	95,942,000円
株式の割当ての対象者	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き
(5) およびその人数ならびに	ます。） 7名 7,224株
割当てする株式の数	執行役員 26名 14,581株

2. 本自己株式処分の目的および理由

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）および執行役員（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、2022年6月29日開催の第85回当社定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に対して年額6千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年25,000株以内の譲渡制限付株式を付与すること等について、ご承認をいただいております。

今般、本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、対象取締役等に対し本自己株式処分について現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計95,942,000円を支給することを決議するとともに、対象取締役等に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのイン

センチブの付与および株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は退任（ここで「退任」とは、当社の取締役、執行役員その他当社が定める役職のいずれでもなくなることをいいます。以下、特段の定めがない限り同様とします。）する日までとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は次のとおりです。

（1）譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当を受けた日から退任する日までの期間とし、対象取締役等は、上記期間中は、割当を受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等の退任が取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）①により本割当株式の全部または一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（3）本割当株式の無償取得

- ① 当社は、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に対象取締役等が退任（本（3）①の「退任」とは、当社の取締役および執行役員を退くことをいいます。）した場合には、その残存期間に応じた数の本割当株式を無償取得するほか、非違行為があった場合等、譲渡制限期間中に本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。
- ② その他、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式をその直後の時点において当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、大和証券株式会社に対象取締役等が専用口座を開設し、管理される。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値4,400円といたしました。本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以 上